

家庭用コージェネレーションシステム契約
(選択約款)

— 東京地区等 —

2019年10月1日実施

東京瓦斯株式会社

目次

1.	対象となるお客さま	1
2.	用語の定義	1
3.	適用条件	1
4.	料金	2
5.	単位料金の調整	2
6.	精算	4
7.	その他	4
	付則	5
	別表	6

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社の託送供給約款で定める別表第 12 の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、3 の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」（以下「コージェネレーションシステム」といいます。）とは、都市ガスを熱源として電力と熱を発生させ、居室に電気と温水を供給するための機器をいいます。
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1 建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。
- (3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。
- (4) 「単位料金」とは、5 に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、(1)、(2)のいずれかと、(3)および(4)を満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分においてコージェネレーションシステムをお使いの場合で、コージェネレーションシステムによって供給される電気と温水を、居室でご使用になること。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分または1 需要場所内に居室を有する店舗等においてコージェネレーションシステムをお使いの場合で、コージェネレーションシステムによって供給される電気と温水を居室でご使用になる場合には、1 需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16 立方メートル毎時以下であること。
- (3) コージェネレーションシステムは、ガスエンジン方式のものであって、その定格発電出力（機器容量）が500W以上3 kW以下であること。
- (4) 当社が(1)または(2)と(3)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

4. 料金

当社は別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料

金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(7)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

57,250 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第1の(7)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）

およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9479 \\ &+ \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上るとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満るとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

6. 精算

ガス基本約款 10(4)の規定にかかわらず、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

7. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は 2019 年 10 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

この選択約款実施の前日に現に選択約款の家庭用コージェネレーションシステム契約—東京地区等—（平成 29 年 4 月 1 日実施）の契約が成立している場合には、以下の通り取り扱います。

- (1) 2019 年 10 月 1 日以降、ガス基本約款およびこの選択約款をあわせて適用します。
- (2) 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率 8 パーセントとし、本選択約款の変更前の家庭用コージェネレーションシステム契約—東京地区等—（平成 29 年 4 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 「料金表(その他期)」は、料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
 - ② 「料金表(冬期)」は、料金算定期間の末日が12月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- (2) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (3) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- (4) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) 割引額は、割引前料金額に別表第4に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第4に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝(基本料金＋単位料金×使用量)(1円未満の端数切り捨て)

割引額

= (割引前料金額×別表第4に定める割引率) (1円未満の端数切り捨て)

ただし、割引額算定の結果が別表第4に定める割引上限額をこえる場合は、割引額=割引上限額

また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額=0円

- (6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

=料金×消費税率÷(1+消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

- (7) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金

算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いた

します。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

料金表(その他期)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,056.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130.46 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,232.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	128.26 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

④ 料金表 D

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,892.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124.96 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立

方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	6,292.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	116.16 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	12,452.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	--------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	108.46 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第3)

料金表(冬期)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	1,265.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	120.01円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	2,233.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	107.91円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第4)

(1) 割引率

割引率	8パーセント
-----	--------

(2) 割引上限額

割引上限額（1か月につき）	6,286.00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	------------------------------